

---

## 児童手当に係る訴訟について

---

### 1 訴訟の概要

#### (1) 当事者

- ・原告 市内在住の児童手当認定請求者
- ・被告 青森市 代表者市長 西 秀記、国 代表者法務大臣 平口 洋

#### (2) 概 要

- ・被告青森市は、離婚前提別居中で子と同居していた原告に対して、原告の配偶者から原告に児童手当の受給者を変更するには、住民票上で夫婦が別居している必要があると説明したが、児童手当法では、住民票上の別居は必須ではなく、居住実態を確認できる挙証資料等を提出できれば、受給者を変更できるものであり、市は法に反した誤った内容の説明をした。
- ・被告国は、市町村に技術的助言をするに当たり、児童手当法の解釈について誤解を招く内容の通知をした。
- ・これらにより、原告は児童手当を受給する利益ないし機会を喪失した。

#### (3) 損害賠償請求額

##### 【主位的請求】

- ・金 41 万円（児童手当 8 万円（4 か月分）、慰謝料 30 万円、弁護士費用 3 万円）

##### 【予備的請求】（主位的請求が認められなかつた時のため予備的に行う請求）

- ・金 8 万円（児童手当 8 万円（4 か月分））

### 2 訴訟の経過

- 令和 6 年 1 月 11 日 訴状の送達日  
口頭弁論・弁論準備手続（計 11 回）  
令和 8 年 1 月 16 日 判決言渡し

### 3 判決の内容

#### 判 決 被告青森市の勝訴（被告国の勝訴）

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

### 4 判決後の原告側の動き

令和 8 年 1 月 27 日付で原告は青森地方裁判所に控訴状を提出した。